



コロナ禍子どもたち支援の10万円

子育て世帯への臨時特別給付金により、18歳までの子ども1人当たり10万円の現金給付を行います。

給付決定に至るまでの議案質疑の内容を紹介します。



コロナ禍が長期化する

中、子どもたちを支援し、未来を拓くため、子育て世帯には、18歳までの子ども1人当たり10万円の現金給付を行うもので、昨年11月30日の臨時会と12月定例会で可決された。11月30日の臨時会では、令和3年9月分の児童手当受給者等プッシュ型を対象に、18歳までの子ども1人当たり5万円を給付するため、3億4千万円余の予算が計上された。

12月定例会では、プッシュ型への追加分5万円と、高校生や令和4年3月までに生まれた新生児、公務員世帯(申請型)へ10万円を給付するため、4億8千万円余の予算が計上された。

11月30日臨時会のQ & A

Q 給付金事務費の内訳と給付金3億4千万円の積算根拠は。

A 内訳は、プッシュ型の人へ通知後、受け取り拒否の返事があれば、それに対応する事務費等。積算根拠は、対象児童6800人に5万円をかけたもの。

Q 対象が昨年9月分の児童手当受給者等だが、それ以降に転出した人と新生児はどうなるか。

A 転出者は、転出先の自治体で申請してもらう。昨年9月分の児童手当受給者は6705人で、9月と10月の新生児は72人であるため、計約6800人と積算した。

12月定例会のQ & A

Q 給付金事務費の内訳と給付金4億8千万円の積算根拠は。

A 内訳は、職員の外勤務手当や封筒作成費用、振込手数料等。積算根拠は、プッシュ型6800人への追加分5万円と、申請型1400人への10万円。

Q 今後の進め方は。

A 議決後、速やかにプッシュ型の人へ案内を送り、12月24日に振込予定。申請型の人へは12月24日に案内を送り、受付は12月27日から令和4年3月11日までの予定。新生児は、4月以降の申請が考えられるため、繰越明許費で対応していく。



知ってる?

指定管理者制度

昨年の12月定例会で可決された中央図書館の「指定管理者」の指定。指定管理者って何？指定されると中央図書館の何が変わるの？皆さんの疑問にお答えします。

令和4年4月1日から中央図書館に指定管理者制度を導入



指定管理者制度とは？

行政が実施する公共施設の管理・運営を、その分野に精通した民間事業者や団体が行う制度です。

今回、中央図書館のより高度な管理・運営やサービス向上のため、この制度の採用が検討されました。指定管理者の公募では、2者の応募があり、書面審査、事業計画プレゼンテーション等の審査を経て、「(株)図書館流通センター」が候補者として選定され、議会に提案されました。

何が変わるの？

①電子図書館

電子書籍により、約2,000冊の書籍、約100種類の雑誌が導入され、来館せずに読書ができるようになります。

②学習席管理システム

学習席等の混雑状況の確認・予約がWEB上からできるようになります。

③ICタグの貼付

書籍等の自動貸出・返却ができるようになり、警報ゲートによる盗難等の防止が図られます。